

## 第2回意思疎通支援部会議事録

日 時：令和2年(2020年)9月11日(金) 18時～20時10分

場 所：北海道庁7階共用会議室

出席委員：橋本部長、島委員、山根委員、佐々木委員、沖村委員、樋口委員  
朝倉委員、松井委員、武田委員、渋谷委員、白木委員、池部委員

欠席委員：三浦委員、泉委員、岩間委員、池田委員

事務局：北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉 遠藤課長、相馬補佐  
社会参加係 大宮係長、高野専門主任、田中専門主任

(事務局 遠藤)

それでは、定刻になりましたので、令和2年度第2回意思疎通支援部会を開会いたします。本日、司会を務めます遠藤でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、初めての試みとなりますが、新型コロナウイルス感染症防止の観点から、オンライン会議を実施することとしました。私たちも初めてのことで、皆様にはご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

また、手話通訳。要約筆記、盲ろう者通訳・介助の支援者の方々に情報保障をお願いしております。マイクを使用しますので、発言される場合は、挙手をしていただきますようお願いいたします。発言に際しては、初めにお名前をお願いします。本日の会場の状況であります。会場は密を避けるために7階と5階に分かれており、加えてリモート参加の委員が4名おります。会場は、それぞれカメラ1台で対応しております。リモート操作など事務局も不慣れなことから、進行に時間を要することが想定されます。ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、今年度第2回目の部会ですが、任期が変わって第1回目の部会となりますことから、委員の皆様をご紹介させていただきます。

なお、本日、三浦委員、泉委員、岩間委員、池田委員につきましては、都合により欠席のご連絡をいただいております。

それでは、お席の順番にご照会させていただきます。まず、5階会場から、新任の樋口委員、手を挙げていただけますでしょうか。ありがとうございます。次に松井委員。はい。ありがとうございます。次に、武田委員。はい。ありがとうございます。次に渋谷委員。はい。ありがとうございます。次に池部委員。はい。ありがとうございます。それでは7階会場に移ります。沖村委員。はい。ありがとうございます。沖村委員の向かいに事務局、私が遠藤です。次に、時計回りに橋本部長です。はい。ありがとうございます。山根委員です。はい。ありがとうございます。

次に、リモートで参加いただいております佐々木委員。はい。ありがとうございます。次に、島委員。はい。ありがとうございます。次に朝倉委員。はい。ありがとうございます。最後に、白木委員です。はい。ありがとうございます。

それでは次に、部会長の選出を行いたいと思います。設置要綱により、部会長は部会員の互選によって選出することとしております。「この方がよいのではないか」というようなご意見等はありませんでしょうか。

(事務局 遠藤)

はい。朝倉委員。

(朝倉委員)

北海道社会福祉協議会の朝倉です。橋本先生がよろしいかと思っております。

(事務局 遠藤)

はい。ありがとうございます。ただいま、朝倉委員から、橋本委員の推薦がありました。それ

では委員の皆さま、よろしいでしょうか。手を上げていただければ。はい。ありがとうございます。それでは橋本委員に部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(橋本部会長)

ただいま、部会長を拝命しました橋本です。先ほど、委員の紹介をいただいたときに、橋本部会長と言われて、手を上げました。やる気は十分です。二つの条例をこの部会で検討して通して参りました。そして第6期計画において、具体的にこの条例を背景として検討していけることを誇らしく思っています。これから、たたき台、それから総括素案へと検討は続いています。どうぞよろしくお願いいたします。

(事務局 遠藤)

ありがとうございます。それでは、これからの議事進行につきましては、部会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

(橋本部会長)

改めて、どうぞよろしくお願いいたします。ここからは私の方で進行をさせていただきます。まず初めに、本日の日程と予定の課題、資料について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 大宮)

本日の日程と資料について、ご説明いたします。本日の議事につきましては、お手元に配布した「次第」のとおりです。終了時間は、19時30分を目途と考えております。次に、配付資料の確認をさせていただきます。お配りしております次第と、名簿の他、資料1のみとなっております。2ページの資料で計画の素案たたき台の資料です。不足等ありましたら事務局へお申し出ください。

(橋本部会長)

資料、お手元に揃っているでしょうか。それでは議事に入ります。第6期北海道障がい福祉計画の「素案たたき台」について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 大宮)

事務局の大宮です。私の方から資料1の「計画の素案(たたき台)」について、説明いたします。第1回部会では、この部会で協議していく、4北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進と11安全確保に備えた地域づくりの推進の、計画の推進項目と推進施策について説明し、委員の皆様から御意見をいただきました。本日は、計画の素案(たたき台)として、推進施策の具体的な取組内容について説明いたします。

まず、4北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進についてですが、この施策は、第5期計画で盛り込まれていた意思疎通支援・情報提供の充実であったものを、平成30年4月に、意思疎通支援条例と手話条例が施行されたことから、内容を整理し条例に基づく施策の取組を盛り込む内容としています。第5期計画では、情報提供体制の強化として障がい福祉サービス事業所の指定状況など、サービス事業者情報の提供体制の充実を図るという施策がありましたが、事業所の指定状況等については、法律上、情報公開しなければいけないこととなっており、今後も引き続きHP等で情報公開していくことから、計画の施策としては、盛り込まないこととしました。同じく、情報提供体制の強化として、点字図書館と地域の図書館の連携を図り、サピエの活用を促進し、視覚障がいのある人が身近な地域で情報提供が受けられる体制づくりを進めるという施策がありましたが、視覚障がいや様々な障がいの特性に応じた情報保障については、意思疎通支援条例の施策の推進に盛り込み、サピエの活用等の取組については、読書バリアフリー法の施行により、新たに第6期計画に盛り込むこととしている、読書バリアフリーの推進の施策として取り組むこととしています。

次に、条例の制定により第6期から新たに追加した施策について説明いたします。あらためて、資料1をご覧ください。資料1が、第6期計画の素案（たたき台）となります。今回、条例の制定により、新たに追加した部分のみ説明いたします。

まず、（1）北海道意思疎通支援条例の施策の推進ですが、新たな推進施策には、大きい黒丸の2つ目、意思疎通手段の確保等として、点字、手話、要約筆記、触手話など障がいの特性に応じた意思疎通支援ツールの確保のため、意思疎通手段の習得の取組支援や意思疎通手段が使いやすい環境の整備に努めることを盛り込んでいます。第1回部会では、電話リレーサービスの法案成立により、ますます、手話通訳の人材が必要となることなど、意思疎通支援者の人材育成の必要性について多く意見をいただいております。第6期の取組として、人材育成については、大きい黒丸の3つ目情報保障の推進と大きい黒丸の4つ目、意思疎通支援者の養成や派遣の推進として、点訳奉仕員や朗読奉仕員、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者等の人材の育成・派遣について、関係機関と連携し、道内の意思疎通支援の向上を図ることを盛り込みました。

つづいて、（2）手話言語条例の施策の推進ですが、こちらは、第6期から新たに盛り込むもので、手話を使いやすい社会の実現に向けた、道民の理解促進の施策としております。推進施策として、広報誌やインターネットなど様々な情報媒体による、手話が独自の言語であることの理解促進や普及啓発、小中学生への手話講座等の実施による手話を知る機会の確保、経済団体等への情報提供、道民向けのミニ手話講座の動画配信や道職員を対象とした手話講座の実施による手話の習得の機会の確保、また、道教委と連携して、聴覚に障がいのある人が乳幼児期から家族も含めて手話を習得する機会を確保する施策を盛り込んでおります。北海道意思疎通支援条例・手話言語条例の施策の推進に係る取組は以上です。

つづきまして、11 安全確保に備えた地域づくりの推進についてです。この施策につきましては、第5期までは、災害時での支援策としていましたが、第6期からは、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、感染症発生時にも災害と同様に対策を図ることとして文言を追加しています。災害や感染症発生時には、これまで同様、各部局や市町村と連携して、道の北海道新型インフルエンザ等対策行動計画や、災害時における支援対策の手引き等の活用により、地域の体制づくりや災害時等要配慮者支援策の充実に努めます。

また、第1回部会においても、障がいの特性に応じた災害時での情報保障について支援が必要との意見をいただいております。大きい黒丸の1つ目の市町村における災害時等要配慮者支援策の充実に推進項目に、道が平成30年度に策定した障がいのある方への配慮と情報保障のための指針の一層の周知を図り、災害や感染症発生時における障がいのある人への支援の充実に努めることを追加しております。

今回、第6期計画から新たに感染症対策について盛り込むこととしましたが、現在、介護保険事業計画も見直しを行って行っており、障がい福祉計画と介護保険計画と足並みをそろえる形としたいと考えています。現在、高齢者保健福祉課でも作業を進めているところですが、障がい福祉計画とスケジュールが違うため、今後、感染症対策について修正があったり、文言が追加となる可能性があります。修正等があった場合は、次の部会で報告しますが、その後、さらに修正があった場合は、計画の最終審議を行う障がい者施策推進審議会に諮り、後日、皆様にご報告する形となりますのでご了承ください。

以上、計画の素案（たたき台）について、説明を終わります。

（橋本部会長）

説明、ありがとうございました。それでは、資料1について、ご質問、ご意見を承ります。ただいまの説明では大きく、3つ、1つ目が、意思疎通支援条例の施策の推進、それから2つ目が、手話言語条例の施策の推進、それから、3つ目が、安全確保に備えた、地域づくりの推進でした。本日、こういうリモートの形で開催していますので、ご意見はどこからでも、部会の皆様が気になったところ、或いは、感想でもかまいません。承りたいと思います。今、山根委員から、手が上がりました。

(山根委員)

北海道ろうあ連盟の山根です。4点あります。1つは言葉の使い方についてなんですが、文言の使い方ですね、手話とうたってありますが、全日本ろうあ連盟では、手話言語というふうにするよう指示があります。手話は手話言語という形で文言に書いていただきたいと思います。その理由は、手話は英語でサインランゲージ、言語はランゲージという意味なので、手話言語という形で統一していただきたいと思います。

2つ目は、手話言語条例施策推進の中の、手話言語を習得する、言葉を確保するっていう、その内容です。厚生労働省、文部科学省等が連携されて、聞こえない人、聞こえづらい人に切れ目のない支援をするということが進んでいきます。北海道においても、これからの、福祉、医療、教育の連携の強化を立ち上げていくことをこの文言としているとしています。その理由は、聞こえない子どものご両親が、お医者さんは手話言語のことも、聞こえない子どもたちの知識のことも理解されていません。聞くことだけにこだわっております。子どもたちのニーズにこたえられていないという課題になっております。聞こえない子どもや親に手話言語の環境を提供するためにも、手話言語についての人材の整備などが必要になると思います。

地域の普通学校に通われている難聴者の子どもたちもいらっしゃいます。その場合でも、手話言語含めた、いろんなコミュニケーション多様なコミュニケーションを支援する整備が必要だと思います。

最後に、安全確保の推進施策の3番目に障害者支援施設等って書いてありますが、初めのところの情報保障の推進に道内の視覚障がい者及び聴覚障がい者に係る情報施設と書いてありますので、障害者支援施設にプラス聴覚障害者情報提供施設、点字施設の両方の文言を追加してほしい。以上です。

(橋本部会長)

ただいま、4点ご意見をいただきました。今事務局の方から、それぞれについて、申し上げます。

(事務局 大宮)

1点目、手話を、手話言語と表示するという点については、持ち帰らせて、こちらの方で協議させてください。2点目、聞こえないお子さんと親への支援につきましては、推進策の中の、  
(2) 手話言語条例の施策の推進の推進策として、大きい黒丸2個目の、手話を習得する機会の確保、この中で、道教委と連携して、聴覚に障害のある人が、乳幼児期から、家族も含めて、手話を、習得する機会を確保するっていうことで、盛り込んでおります。3点目、普通学級にいる難聴児にも、手話を含めた、コミュニケーション支援が必要。こちらについては、計画の中に、盛り込んで欲しいということでしょうか。

(山根委員)

そうです。

(事務局 大宮)

こちらについては、持ち帰りまして、確認いたします。最後の、安全確保について。障害者支援施設を障害者支援施設等ということで、ほかの障害に関する施設を全部含めた言葉として整理して計画の方をしております。よろしいでしょうか。

(山根委員)

山根です。手話言語について回答いただきましてありがとうございます。ご検討よろしく願いいたします。手話言語については理解できました。2つ目についてですが、ちょっとずれてる面があるかもしれません。国の方では、厚生労働省と文部科学省と連携されて、聞こえない子ど

もたちの支援するプロジェクトが組まれています。ですから、ここにはっきりと、教育と医療、福祉が連携を強化した、強化するというような文言を入れて欲しいということです。なぜかという、先ほど説明しましたが、聞こえない子どもたちに最初に出会うのはお医者さんです。お医者さんは手話言語だっていうことは知らないですし、それを聞こえるようにすることに、お医者さんはこだわっております。子どもたちのニーズにそぐわない部分があると思います。

学校に通っている難聴児が大きく成長していくって、いろんなところで、人と出会うと思うのです。その時に、手話言語含めたコミュニケーションの方法がある、それを支援するという整備をしてほしいということです。4つ目は、情報提供施設に支援するという施策。はっきりと、情報提供施設、点字施設という文言をここに入れてほしいと言うのが希望です。

(事務局 大宮)

まず確認です。2番目の。道教委との連携についてですが、ここに医療も含めて欲しいということで、よいでしょうか。

(山根委員)

はい。そうです。

(事務局 大宮)

医療も含めて欲しいということで、こちらの方でも内容確認いたしますので、持ち帰らせてください。四番目の、安全確保についての情報提供施設につきましては、文言の整備もありますので、持ち帰らせて検討させてください。

(山根委員)

わかりました。よろしく願いいたします。

(橋本部長)

続いて、ご意見、或いは、感想を承りたいのです。どなたか、挙手をいただけますでしょうか。島委員から手が上がりましたので、島委員、お願いいたします。

(島委員)

はい。島でございます。よろしく願いします。北海道視覚障害者福祉連合会をしております。私の方から意思疎通条例に関する事項で2つほど質問と、意見をさせていただきます。まず1つ目が、今年度の国の予算として新設された事業で、意思疎通支援コーディネーターの配置をする事業が新設されました。これにつきまして北海道の取り組みの状況を教えて欲しいということと、これはいい事業だと思いますので、ぜひ推進を図っていただく上で、視覚障害者のコーディネーターも設置していただけるよう、お願いしたいと。それを計画などに盛り込んでいければというふうに思っております。

2つ目です。視覚障害者の意思疎通に関することですが、項目として代筆代読という事業、支援事業が、とても私達にとって大事な音訳点訳と並列で必要とする事業として認識されております。この計画もしくは、計画及び条例の推進におきましても、代読代筆というような意思疎通の手段について推進を図るように、項目の中にも文言として盛り込んでおく必要があるというふうに考えております。この2点についてまずはよろしく願いします。

(橋本部長)

それでは、事務局から今の発言について

(事務局 大宮)

先ほど、島委員から、ご意見いただきましたことについて、説明いたします。1つ目の意思疎

通支援のコーディネーターの配置につきましては、現時点では道では、予算要求をしていないところですが、現状について意見をお聞きながら検討していきたいと思いますが、一旦持ち帰らせて、検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。2点目の、代筆と代読についてですが、こちらにも計画に載せることについては、持ち帰って勉強させていただきまして、検討したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

(島委員)

はい。よろしくお願いいいたします。

(橋本部長)

他に挙手をいただければありがたいのですが。渋谷委員から手が挙がっていました、失礼しました。発言、よろしく申し上げます。

(渋谷委員)

北海道手話通訳問題研究会渋谷と言います。たたき台の、流れに沿って、もう一度確認したいことがありますので、質問させていただきます。4の(1)の推進施策の大きな●の2つ目、意思疎通手段の習得の取り組みを支援するっていうところで、使いやすい環境の整備に努めますとありまして、先ほど電話リレーサービス等の具体的なお話もありましたが、もう少し具体策があれば、お話を聞きたい。

2つ目、その下の情報保障の推進、点字図書館を支援しますというところ、どのような支援なのかをもう少し明確に何かあればお話を伺いたい。

次に、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進というところについて、1つ目のマルのところ、道内の意思疎通支援の向上を図るとありましたが、今現在、道内で、手話通訳養成をしている自治体は少なく、中核都市、程度です。道からの委託を受けて、北海道ろうあ連盟が道内2箇所、手話通訳の養成事業を行っていますが、この向上というところは、その講座の充実、もしくは拡充を意味しているのか、この辺をもう少しお話いただければ、お願いしたい。

(次に、) 要約筆記奉仕員養成とか手話通訳奉仕員の充実について働きかけますとありますが、必須事業を実施していない市町村に対しての働きかけを、行っていくという解釈でよろしいでしょうか。

その下、資質の向上等を図り、人材の育成に努めますというところは、今、コロナの関係では、市長会見に、コロナの感染拡大がきっかけになり、ほとんどの自治体で手話通訳が通訳をする場面がテレビ等でも放送されていると思います。本当に養成というのとは、とても大事なことだと思っております。その養成のところについてもう少し具体的な資質の向上というところで、具体的な内容等があれば、少しお聞かせ願いたいと思っております。

それと、先ほど山根委員から出ていました、この道教委の連携のあたりのところ、すごく大事な文言だと思う。理解促進の中に、関係団体との連携みたいなところをしっかりと文言として入れたらどうか思いました。確かに手話の単語、手話言語が広がっていくというときに、成人したろう者のモデルという存在は大きいと思っておりますので、そういった方々、関係団体となると、北海道聴覚障がい者情報センターとかが関わってくると思っておりますので、関係団体の連携という文言を入れるといいのかなと私も思いました。

11の安全確保に備えた地域づくりの推進では、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえて、対する防災とか感染対策について周知とあります。感染防止もとても大切なことだと思いますが、コロナ禍によって社会活動ができなくなって運営が苦しい、障がい者施設等についても、支援が必要ではないかなと思います。もう少し何か、ご説明していただけるものがあればいただきたい。

それと、手話言語条例、意思疎通条例に関わっての内容の整理であれば、先ほど山根委員が話されたように、障害者支援施設等の「等」の中に情報提供施設を含めるのではなく、点字図書館とか、皆さんが見てわかりやすい施設名をしっかりと入れた方が、私も周知する意味でもいいのではないかなと思いました。以上です。よろしくお願いいいたします。

(橋本部長)

今、7点ですね。ご質問或いはご意見をいただきました。おそらく、持ち帰って検討というパターンになろうかとは思いますが、事務局から答えられる範囲で、お答えをいただけますでしょうか。

(事務局 大宮)

事務局の大宮です。渋谷委員の、今のご質問につきまして、内容について、確認をしたいのですが、よろしいでしょうか。

先ほどの渋谷委員からのご質問に対して、まずこちらでお答えいたしますので内容が違っていましたら、改めて教えてください。1点目の電話リレーの具体的な取り組みについてですが、電話リレーにつきましては国からも具体的なことはまだ示されていません。こちらの方で検討しているのは、オペレーターの不足などありますので、手話通訳者の養成について取り組むこととしております。

(渋谷委員)

電話リレーサービスについて、そのことを聞いているのではなくて、「意思疎通支援手段が使いやすい環境の整備に努めます」について、ほかに何か具体的なことがあればお聞きしたかったということで、電話リレーサービスの今後のことではありません。

(事務局 大宮)

はい、こちらのコミュニケーションを図りやすい環境の整備につきましては、電話リレーを含め、今、遠隔手話サービスなどもやっており、今後、必要な整備についてこの中で検討していきたいと思っています。

(渋谷委員)

はい

(事務局 大宮)

そして2点目の点字図書館についてですが、こちらは現在、運営補助をしており、引き続き運営補助によって支援していきたいと思っています。

(渋谷委員)

はい。

(事務局)

3点目の道内の意思疎通の向上について、充実なのか拡充なのかということですが、それは大きく向上というふうに考えておきまして、内容につきましては、皆さんと検討していきたいと考えております。4点目の、市町村に対して働きかけますっていうところなのですが、こちらについては、市町村の事業として国の補助もありまして、今後も、道からも市町村に対して引き続き働きかけていきます。

(渋谷委員)

はい。

(事務局 大宮)

5点目の資質の向上、養成、具体的な内容についてということなのですが、計画の中では大きく養成という形で計画を立てておきまして、その中で具体的にどのように、たとえば工夫をして

いくとか、そういった内容につきましては、関係団体とも相談しながら部会に図りまして、皆さんのご意見をたたきながら進めていきたいと考えております。

(渋谷委員)

はい。

(事務局 大宮)

6番目の、道教委と連携してというところですが、これについて渋谷委員に再度教えていただきたいのですが、関係団体との連携ということで関係団体ということはどういうところを、想定されておられたのかもう一度教えていただけますか。

(渋谷委員)

はい。例えば、道職員を対象とした手話講座の実施により、道職員が率先して手話を用いるように取り組みますとか、関係団体とは具体的に言うと、耳が聞こえにくい、聞こえない社会人、ろう者のモデル。実際に手話言語を活用している人たちがこういった計画に関わって手話言語を習得していくなり、正しく知識を持ってもらうということを考えて、ここの中に関係団体と連携してとか、文言を入れたらという意見でした。当然のことであるということであれば、その文言にこだわりません。以上です。

(橋本部会長)

橋本です。それぞれの立場からもっと細かくこの文言を入れていただきたいというご意見はあろうかと思えます。それらにつきましては、今日のこういうリモート環境ですので、メールで或いは電話で、ここをこうしたらというご意見をいただければと思います。そこで、このリモート環境をもって、せっかく繋がっている、或いは、今日、道庁までお越しになった皆様、一言ずつでも、ご発言をお願いしたいと思います。リモート環境途切れがちですので、今繋がっている帯広からの佐々木委員、或いは、白木委員、ご発言いただけますでしょうか。では佐々木委員、お願いいたします。

(佐々木委員)

北海道中途難視聴者協会の佐々木です。よろしくお願いいたします。

まず、意思疎通支援条例の理解の促進のところですが、これは道民に向けたということのはわかるのですが、障がいのある人も含める観点からお願いしたいんですけれども、まず動画配信など、インターネットを使う場合は手話はもちろんのこと字幕も必ずつけるということを明記していただけたらと思います。今の北海道のホームページを見ても、知事記者会見のアーカイブ動画の字幕はついておりません。これらは聞こえない人は情報を得る手段が、テキストスタイルがあるのだとしても、動画と一緒に見ることはできないという差別があると思います。

それと、次の意思疎通手段の確保などのところ、小さいマルの2点目、点字、手話、要約筆記、触手話、コミュニケーションボードなどとなっておりますけれども、これからの時代は、聴覚障がい者にとって、音声認識というものが大きな割合を示すと思いますので、音声認識もここに入れていただけたらと思います。

次に、情報保障の推進のところですが、小さいマルの2つ目、情報通信機器などに関する情報提供につとめ、普及や利用の促進を図りますとありますが、もし、具体的な案があるようでしたら教えていただきたいと思えます。

次に、意思疎通支援者の養成及び派遣の推進のところ、要約筆記に関しまして、北海道の派遣というのはとても難しい。例えば、住んでいる自治体に制度があったとしても、そこの住んでいる地域しか使えないという不具合が起きております。その解決についても、ここで言うのはちょっと違うかなと思えますけれども、その派遣についてのところに少し、文言を入れていただきたいと思えました。いくら養成を一生懸命進めましても使う場が無ければ意味がありません。

次に、このページの一番下のところの手話を習得する機会の確保というところでは、そこには、聴覚に障がいのある人が、乳幼児から家族も含めて、手話を習得する機会を確保しますということだけでも、ここに、私たちのような中途聴覚障害者の人たちの手話の習得の確保も是非、含めていただきたいと思います。以上です。

(橋本部長)

進行の橋本です。今、ここまででもたくさんのご意見をいただいています。このリモートでも皆が集まっている場ですので、できるだけ、そういう要請、あるいは意見、感想というものを先にいただいて、そしてそれを、事務局の方で、検討して、たたき台をもんでいくということを進めたいと思います。そうしましたら続いて、帯広の、白木委員、いかがでしょうか。お願いいたします。

(白木委員)

全要研北海道ブロックの白木と申します。よろしくお願ひいたします。

私は1点だけなのですが、資料1の推進、4の(1)の黒丸の一番最後のところの3点目の、情報保障の推進のところでは点訳奉仕員や手話奉仕員などがありますけれども、ここに要約筆記者(要約筆記者奉仕員)というのを入れていただくと、見ている方にも要約筆記もあるんだなというふうに理解していただけるのではないかなと思います。それともう1つは先ほど佐々木さんの方からも発言がありましたけれども、通訳者を派遣する要綱なんかは各自自治体では、整っているようではございますけれども、現実的にその地域でしか使えないということで、広く、例えば、受診なんかの場合ですとか、医療関係なんかでも、大事なところなどでも、地元でしか使えないということではちょっと不便に感じている方が多くいるようですので、そこら辺も、自治体に働きかけていただくとか、明記していただくとかそういうことをしていただくとありがたいと思います。以上です。

(橋本部長)

ありがとうございます。承りました。あとリモートでつながっている委員の朝倉委員です。地域福祉、或いは権利擁護の観点から、何かご発言、或いは感想でもいただけますでしょうか。

(朝倉委員)

北海道社会福祉協議会の朝倉です。どうぞよろしくお願ひいたします。私、所属している権利擁護の方ですけども、災害時等要配慮者支援の施策ということで、たくさん施策を推進されているところですけども、私ども北海道社会福祉協議会でも、先ほどボランティアセンターが立ち上がりまして、こういった災害時に関するいろいろな力を入れているところですが、災害時は、障がいを持っていない方でも、その際の、対応については大変なところなので、ましてこういった障がいをお持ちの方は、より大変な状況かと思ひます。ここにいろいろな災害時の障害者支援対策等の事例集ですとか、情報保障のための指針とありますけれどもこの中に、書いてあるのかもしれませんが、日頃こう何を準備しといたらいのかということに注意して、災害時に備えておけばいいのか、こういった事例集とか指針で皆様に示す機会があればいいのかなというふうにちょっと思ひました。以上です。

(橋本部長)

ありがとうございます。事務局橋本です。ちょっと時間が最初の話よりもかなり過ぎていきそうです。ご容赦ください。沖村委員に次にご発言いただいでよろしいでしょうか。そして、そのあと5階にお集まりくださっている武田委員、松井委員、樋口委員、町村会から池部委員にご発言をお願いしようと思ひています。じゃあ、沖村委員お願ひいたします。

(沖村委員)

札幌盲ろう者福祉協会の沖村と申します。よろしく申し上げます。私からは文言を追加していただきたいことが3点あります。まず(1)条例の推進の施策のところ、理解の促進のところ、ここには書いてないですけども、実際に障がい者当事者のいう、当事者からの話を聞くというフォーラムを開催していただきたいなと思いますので、このところにフォーラムとかを加えていただければと思います。理由としては、インターネットで動画を発信するとかありますけれども実際にインターネットをし慣れている人はなかなか少ないですし、利用する方も少ないので、やっぱり生の声を聞いたり、姿を見るという事も大事だと思います。

それから2つめの意思疎通手段の確保の所です。点字、手話、要約筆記、触手話とかの後ろのほうに手書き文字を加えていただきたいと思います。理由としては高齢化社会ですので、町内会なんかでも高齢化しています。ということで、手話とか点字を覚えるという事は難しい事です。ですので、子供から大人までひらがなを書ければ誰でもができる手書文字の書き方の習得をしてもらいたいなあとと思いますので、特に手書き文字を加えていただきたいと思います。またこれはろうベースの盲ろう者にも通じますし、災害の時などは誰でも対応できる方法です。

それから3つめなんですけど、2枚目のページ意思疎通支援者の要請及び派遣の推進のところ、障がいのある人のコミュニケーションを確保するためのという所の項目に手話通訳者、要約筆記者等とありますが、その後ろに是非とも、盲ろう者通訳・介助員という文言も入れていただきたいと思います。理由としては重度の障害をもつ盲ろう者のための盲ろう者通訳・介助員の養成についてなんですけれども、現在は42時間、必須科目の42時間で行っております。ですがやはり厚労省の推奨時間84時間にいただき必須科目と応用を合わせた内容にしてそして人材の育成などに努めていきたいと思いますので、そのところもぜひともお願いしたいと思います。

最後はお礼なんですけれども、11の安全確保のためのところなんですけれども、前回の部会のときに、障がいの特性に応じた対処をお願いしますといたしました。そのことについて文言に加えられていましたのでとてもうれしく思いました。ありがとうございました。以上です。

(橋本部会長)

ありがとうございました。また進行の橋本です。5階でなかなか発言のチャンスがなくて、申し訳なかったんですけども、先ほど言った様に、武田委員から、ご発言いただけますでしょうか。

(武田委員)

はい。北海道手話サークル連絡協議会武田です。よろしく申し上げます。私の意見としましては、今までの皆さん方の意見を聞いて、最初にこの資料見せていただいたときに、やっぱり、ざっくりとした簡単で、大まかな感じがして、皆さんのご意見にあるように、詳しい部分がだろいなあ、なのかなあという想像で読まなければいけない部分があるかなと感じていました。ですから皆さんのご意見にあるような具体例、そういうところが盛り込まれると、全然、知識のない道民の方ですとか、一般の方が読んだ時、また、そういうような方達いろんな人が読んだ時に誤解をして、だろいなあというところで誤解をされるというところが、避けられるのかなと思います。皆さんのご意見とても参考になりました。ありがとうございました。

(橋本部会長)

ありがとうございました。進行の橋本です。続いて松井委員お願いいたします。今マイクが渡ります。

(松井委員)

北海道手話通訳師会の松井です。まず、障がいのあることない方との交流の場面が増えるということが望ましいなど、これは山根委員、沖村委員の発言と同じところかと思えます。

それから、いろいろパンフレットなどが発行されているんですけども、どのような方法で意

思疎通を図ることができるかという説明があるんですが、必要な支援者の窓口がどこなのかという情報がパンフレットにあまり載っていないように思われますので、この必要な支援者の窓口に関する情報を広く知られるようにしていくべきではないかと考えました。

それと質問が1つあります。資料1の私の手元では2枚目なんですが、道民の理解促進等の中にあります小さい黒丸3つ目、経済団体建築団体など道内の関係団体に対して、手話が独自の言語であることについての情報提供などを行いますとあるところの経済団体や建築団体ということはどういう窓口を想定されているのかということと、こういう団体に関わることで、どのような効果が期待されているのかということをお伺いしたいと思います。以上です。

(橋本部長)

ありがとうございます。今事務局にマイクを渡します。

(事務局 大宮)

事務局です。今ご質問がありました、経済団体、建築団体などの道内の関係団体ということですが、まちづくり推進連絡協議会が保健福祉部にありまして、今回、新型コロナウイルスの感染症が発生したときに今年4月なんですけれども、この協議会に対して平成30年4月に作成した障がいのある方への配慮と情報保障のための指針、こちらを改めてこの団体宛に送付しまして、障がいのある方に対応していただく際に、障がいの特性に応じた対応をお願いしますという事で周知いたしました。こちらのほうの団体につきましては就労の団体ということで、働いている方で障がいのある方もいらっしゃいますので、そういった方に対して情報保障が得られる様協力をお願いしますということをお願いしました。以上です。

(松井委員)

松井です。ありがとうございました。

(橋本部長)

進行の橋本です。手をつなぐ育成会から樋口委員にご発言をお願いしたいのですがよろしいでしょうか。今マイクが渡ったところです。

(樋口委員)

手をつなぐ育成会の樋口と申します。発言の機会を与えていただき感謝します。ありがとうございます。今日が僕初めて、この会議に出席することになっていまして、以前、畑中という育成会の副会長さんになりますけれども、出席させていただきました。この会議の様子は、その都度伺ってはいたのですが、発言っていうふうになるとちょっとうまくかみ合うかどうか、自信がありません。今日の皆さんのお話も大変勉強になりましたありがとうございます。

知的障がい児者の意思疎通っていうのは、なかなか難しい課題だと思います。わかりづらさがどうしてもつきまとうというか、あるかなと思って、大きく二つの側面で考えることが必要でないかなと思っています。1つは意思疎通手段の確保にあるように、ルビをふるとか、或いはわかりやすい表現に工夫するとか、さらに、コミュニケーションボードなんかを活用するというふうなことで、とても大事なことだと思いますが、それが本当にどの程度になっているのか、実現してる水準がです。そこはきちっと見た上で進めなきゃいけないんじゃないかなと感じています。コロナのことで当事者の方々が、大変不安に思っている。しかし、どうしたらいいのかよくわからない。周りの方に聞いたりするわけですが、大事なのはやっぱり、ご自身で理解するという事だと思います。そういった意味では、全国共通の育成会連合会で、コロナになった時に、いち早く作った本人さん達のチラシとか、ポスターとか、があるんですね。本当は絵とか、文言をわかりやすくする。こういうことが、それぞれの自治体とか、それぞれの団体で、どんどんされるように展開していかないと難しいだろうと。とりわけ今回10万円の給付金のことも、これも本人が地域で暮らしている、1人です、そういう方達もいらっしゃる。だから、誰かが支

援すればいいじゃないっていうことじゃなくて本人さんたちが理解できるような、そういう工夫を本気になってやらなきゃ駄目じゃないかなというふうに今思っています。

もう一つの側面は、なかなかご自身では、今、困っているとか、なかなか言いづらい言わない。それはなぜかっていうと、やっぱり自信がないとか、何か怒られるんじゃないとか、怖いとかですね、そういうふうなことです。つまり、周りからどんなふうに見られているのかっていうのがとても大事なことです。つまりそこで問題になるのは、ここにもありますが、理解の促進ということで、障がい理解、これは進める必要があると。そこでいうと、先ほども幾つかご発言の中にありましたけど、道教委との連携というか、やっぱり教育のところで、発達段階に合わせて、丁寧に伝えていくと、障害の正しい理解を或いは接し方をですね、そういったことを考えると、これを第6期で、道として、やっぱり教育と、しっかり連携するんだっていうふうなことを打ち出せないものかなあと感じました。すいません、長くなりました。以上です。

(橋本部長)

ありがとうございます。進行の橋本です。最後になります、南富良野町長、池部委員からご発言をいただけますでしょうか。

(池部委員)

北海道町村会からきております、南富良野町長池部でございます。久しぶりに私もこの会議に参加をさせていただきました。以前のときから、飛び飛びでなかなか仕事の関係もあったりして出られないでいるわけでありましてけれども、今日また久々にこうして皆様方のお話を聞かせていただいて、まさに、各道内のもちろん、今日は市長会の方からきておりませんが、私は町村会の方からとしてお聞きをいたしておまして、南富良野はご存じのように4年前に大きな水害に伴い、障害者施設含めて、特別養護老人ホームだとか大変な水害の被害を受けたところがあります。そのときにも、避難するのにどういうことをするかということで、大変な思いでありましたけれども、如何せん、1人の死傷者も出さずに、何とか堤防決壊に伴う河川の氾濫の災害は乗り切れたというふうに思っているわけでありまして、それは、表面から見てた部分であって、もっとこう深く掘り下げてって見ると、障がいをもっておられる方々、その方々と一般の方々と、どういう形で避難をさせるのかとか、そういうことも十分4年前の時の反省として感じてる部分もございます。特に今回の場合のように、コロナという問題が出てきたときに、それじゃあこれに伴う、避難所についても、どうあるべきなのか、今までは、一般の人たちを1ヶ所にまとめて避難をすればそれで事が足りるということだったのが、ソーシャルディスタンスを取らなきゃならない、間隔を取らなきゃならない。そうすると、避難場所がここ1ヶ所2ヶ所でいいのか、もっと違う場所にも確保しなきゃならないのか、それと伴って障がいを持っておられる方々をどういうふうにして避難をさせていけるのか、こういうことも含めて、町村会としても、今日お話をいただいたような内容もお聞かせをさせていただき、市長会、町村会含めて、もちろん道との連携もさることながら、道職員を対象とした手話講座の実施ということも書いてありますけれども、市町村職員も、やっぱりそういうことも対応するように、そして、今回の道教委という話も出ておりました。南富良野は小さな学校でありますけれども、町立高校持っております。最近、少子化の中で、各道立高校も含めて、生徒数が少ないということでどんどんどんどん縮小されていくわけでありまして、でもそこにどういう付加価値を持たせた教育するかということになれば、まさにこれから、コロナ禍の中で、災害がこれからまたさらに起きるであろう、この状況にある中で、中学生、高校生もちろん小中学生もそうですけど高校生あたりと、どう教育と連携しながら対応できるような、避難、さらには、コロナ禍の中、災害の中こういう部分で対応してかなきゃならないっていうことを今日感じさせていただきました。

これも含めてまた、私ども北海道町村会の方として、内部でまたお話をさせていただきたいと思っております。今日は北海道社会福祉協議会の方からご参加をいただいておりますけど、本当に4年前の時は大変災害のお世話になりました。おかげさまで本当に南富良野は助かりました。これからもその経験を受けて、いろんなところで災害が起きたときに南富良野の職員の派遣をさせてい

ただいております。みんなで力を合わせて乗り切っていただきたいというふうに思っております。そんなことで、この感想とさせていただきます。ありがとうございました。

(橋本部長)

今、進行の橋本です。この課題に取り組む姿勢、皆様の姿勢のおかげで、このまとめのところまでできました。私の方で、余計なまとめをするよりも事務局の方から、今後の予定を含めてご発言をいただいて、ということで私からは事務局にお返しします。ありがとうございました。

(相馬補佐)

課長補佐の相馬でございます。課長の遠藤から途中で交代させていただきました。今回いただきましたご意見は、こちらのほうで整理させていただくのですけれども、今回リモートという形をとった初めてとって、うまく聞き取れなかった部分等が実際ありましたので、皆様のご発言を、よりの確に適正に把握して、事務局の方でも検討したいと考えておりますので、大変恐縮ではございますが、改めてになるのですけれども、いただいたご意見をメールで、事務局の高野の方に18日金曜日までに、いただけると幸いです。

それと、もう一つ補足ですけれども、こちらの障がい者のこの計画になりますが、具体的な内容を、もっと盛り込んだほうがいいのではないかというご意見もありまして、こちらも参考になりますが、具体的な意見を、盛り込み過ぎますと、別に盛り込まなければいけない取り組みや施策というものが、漏れてしまう場合がございます。ですから、うまく具体例を盛り込みつつ包含した表現で記載するというのも、バランスよく計画の中に書いて表現していかななくてはならないという都合もございます。そうした点につきましては、ご理解いただきたいと思います。

改めてになりますが、初めてリモートというこのような形、多々不手際がありまして大変申し訳ありませんでした。ただ、このリモートという手法は、とても有効で、地方にいる方も参加しやすい形の会議になるかと思っておりますので、これからも、もっと工夫して、皆様にご迷惑をかけないように続けて参りたいと考えておりますので、ご理解とご協力よろしくお願ひします。

次回の議会につきましては、9月の下旬、書面の開催を予定しております。改めてご連絡いたしますので、よろしくお願ひします。

それではこれもちまして、令和2年度第2回意思疎通支援部会を終了いたします。本日は大変お疲れ様でした。